

令和7年11月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和7年11月20日開会

丸亀市農業委員会

令和7年11月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和7年11月20日(木) 午前9時30分～午前10時25分

開催場所 丸亀市役所 2階 203・204会議室

出席委員 39人

農業委員 13人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 7. 山根 三枝子 | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |
| 2. 田中 浩信 | 8. 富田 等 | 13. 竹田 久義 | |
| 3. 尾野 弘季 | 9. 牛田 均 | 14. 松永 哲夫 | |
| 5. 平山 康生 | 10. 小松和貴子 | 15. 尾崎 義美 | |

農地利用最適化推進委員 26人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 8. 戸張 正典 | 18. 宮武 俊博 | 26. 村山 雅美 |
| 2. 西山 孝 | 9. 宮前 千代秋 | 19. 喜來 聖則 | 27. 徳永 善史 |
| 3. 廣瀬 義文 | 10. 山口 好則 | 20. 新居 勉 | 28. 竹林 俊一 |
| 4. 一本松 学 | 11. 須藤 誠一 | 21. 山本 清秀 | 29. 山本 敏一 |
| 5. 齋藤 純子 | 13. 大野 忠志 | 22. 深井 正隆 | 30. 三谷 孝治 |
| 6. 坂井 清照 | 16. 横山 隆一 | 24. 竹林 隆 | |
| 7. 守家 祥司 | 17. 田中 正隆 | 25. 古竹 義弘 | |

欠席委員 7人

農業委員 3人

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 4. 内田 久夫 | 6. 和泉 弘美 | 11. 竹内 章雄 |
|----------|----------|-----------|

農地利用最適化推進委員 4人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 12. 大西 浩 | 14. 高木 久義 | 15. 田羅間 勳 | 23. 佐藤 久男 |
|----------|-----------|-----------|-----------|

農業委員会事務局出席者

事務局長 大西 良明	主 査 佐々木武志
事務局次長 山田 健司	主 任 宮内 隆匡

その他の出席者

丸亀市農林水産課担当長 造田 忠彦

議事日程

農政に関する議題

- 1 地域計画の変更について
- 2 その他

報告

- 1 定例農家相談会の開催結果について
- 2 その他

土地に関する議題

- 議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第59号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 議案第60号 非農地証明願について
- 議案第61号 許可後の事業計画変更申請について

報告

- 報告第23号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

その他

●事務局長（大西良明君）

定刻がまいりましたので、只今から令和7年11月の農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、本日お配りしております資料の確認をお願いします。まず総会の次第、地域計画の変更に関する資料、耕作者不在農地の関係書類（11月受付分）、農政情報となっています。それとお手元に2026年版の委員手帳をお配りしております。身分証明書になりますので、大切にお持ちください。2025年版の委員手帳の返却は必要ありません。また、事前にお送りしています議案書等書類をお出しください。その中に複数のご案内文書を入れておりましたが、まず一つ目に12月12日金曜日に県内市町農業委員会の委員研修会が綾歌町のアイレックスで午後1時30分から開催されます。これは委員業務として原則全員出席していただきたいと思っております。どうしても行けないという委員さんは、総会終了後、事務局までお申し出ください。あと、中讃地域水田農業を考える会、こちらは12月22日月曜日、午後1時30分から同じくアイレックスで開催されますが、こちらは希望者のみです。出席をされる方はこの後事務局までお知らせください。なお、他の団体からお誘いが掛かっている方は、そちらで申込んで頂けたらと思っております。後、忘年会についてですが、すでに出欠報告を提出していただいている方もいらっしゃいますが、議案審議終了後、事務局からのお知らせの中で詳しくご説明いたします。推進委員の皆さまは、総会出席は最適化活動に該当しますので、本日出席した件、青色の記録セットにご記入ください。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いします。議事進行につきましては、松永会長、よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

おはようございます。朝晩、めっきり涼しくなったと言うより寒くなったという状況でございますけど、お変わりございませんでしょうか。聞きますと、今、事務局でもインフルエンザが流行っているそうです。どうぞお気をつけてください。また、最近、変な情勢で、日中関係がややこしくなっております。農業関係はどうなるか分かりませんが、注視していきたいと思っております。今日も沢山の議題がありますので、宜しく御審議をお願いいたします。本日の出席委員さんは、13名で過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、5番の平山委員さん、7番の山根委員さんをお願いいたします。それでは、農政に関する議題に入りたいと思っております。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

はい、農政に関する議題といたしまして、議題1 地域計画の変更について、議題2 その他です。以上、御審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題1 地域計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

皆さんおはようございます。丸亀市農林水産課の造田と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。資料のほうですけど、3部ございます。地域計画変更等理由書（総括表）、位置図、地域計画変更案の3部です。最初に、地域計画変更等理由書（総括表）とそれに関連する位置図を見ながら説明させていただきたいと思ひます。農振除外の手続きと同様に、農地転用の申請前に、対象農地を地域計画内から除外する手続きが必要になっているところですが、11月10日締切とした地域計画変更申出が提出されましたので、ご報告とともに、反対意見がなければ、地域計画の変更手続きを進めさせていただきたいのでよろしくお願ひいたします。いまから説明させていただく農地は、すべて地元の水利組合、土地改良区の意見書が提出されており、除外の同意は頂いております。それでは、変更申出等理由書（総括表）に沿って説明させていただきます。

【番号1～11の各案件説明】

今後のスケジュールですが、香川県農地機構にも御意見を伺ひまして、反対意見がなければ、意見書が揃ったところで、地域計画変更案の公告縦覧を2週間行ひます。意見がなければ、その後12月20日頃に地域計画の変更の公告を行ひ、地域計画の変更は完了となります。その後、変更した旨を申出者に通知しまして、1月5日締めめの農地転用の申請手続きを行ってもらふこととなります。ですので、地域計画変更後、転用事業者がスムーズに申請すれば、2か月後の1月20日の農業委員会定例会で、今回の申出分の農地転用申請が議題に上がることとなります。説明は以上となります。何か質問はありますでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、何か御質問ありましたらお願いします。何かございませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見も無いようですので、地域計画の変更につきましては異議のないものとしたします。造田さん、ありがとうございました。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

ありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

その他議題はございますか

●事務局長（大西良明君）

その他はありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告連絡事項に移ります。報告 1 番 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（大西良明君）

それでは、前回の農家相談の結果についてご報告いたします。次第の裏面をご覧ください。飯山市民総合センター開催分は 10 月 27 日 松永会長で、市役所本庁開催分は 11 月 5 日 内田委員で、綾歌市民総合センター開催分は 11 月 10 日 牛田委員で、午前 9 時から 11 時の間で受付を行い、綾歌センター開催分で 1 件の相談がございました。相談内容ですが、怪我により 5 年ほど放置した耕作放棄地の今後の管理についてどうしたらよいかという内容でした、現在、所有している農地の一部は貸しているが、その他の農地は水利が悪く借りてくれない状況です。借り手が見つからなければ自己で管理をしなければならぬのはわかっているが、耕起や除草するのに必要な機械がないとのことでした。回答といたしましては、JA やシルバー人材センターに有償で作業をお願いするか、近隣で機械を持っている農家さんに相談してみるのはいかがでしょうか提案いたしました。報告は以上です。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は 11 月 27 日木曜日 竹田委員で、市役所本庁開催分は 12 月 5 日金曜日 平山委員で、綾歌市民総合センター開催分は 12 月 10 日水曜日 調整中となっておりますが、松永委員、小松委員、牛田委員で協議をして頂いて、担当者のほうを決めて頂けたらと思います。それぞれ午前 9 時から 11 時までの受

付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。以上です。

●会長（松永哲夫君）

只今の報告について、何か御質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

その他の報告事項ございませんか。

●事務局長（大西良明君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。続きまして、土地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

土地に関する議題といたしまして、議案第 56 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 57 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 58 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、議案第 60 号 非農地証明願について、議案第 61 号 許可後の事業計画変更申請について、報告といたしまして、報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、以上御審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 56 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の提案説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

失礼いたします。農業委員会事務局の山田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議案の 1 ページをご覧ください。位置図と一緒に御審議よろしくお願ひいたします。議案第 56 号

農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。案件は11件です。

1番 山北町・・・合計面積 231.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2番 川西町南・・・合計面積 1,047.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番 綾歌町岡田上・・・合計面積 529.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足が懸念される譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4番 綾歌町岡田西・・・合計面積 199.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。2ページをお開きください。

5番 綾歌町富熊・・・合計面積 1,689.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

6番 飯山町東小川・・・合計面積 590.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

7番 飯山町川原・・・合計面積 738.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

8番 飯山町川原・・・合計面積 843.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。3ページをお開きください。

9番 飯山町東坂元・・・合計面積 2,296.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻と果樹を作付けする計画が提出されています。

10番 飯山町東坂元・・・合計面積 3,089.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足が懸念される譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

11番 飯山町東坂元・・・合計面積 281.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、樹園地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

以上 11 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について 同項第 4 号の農作業常時従事要件、及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました、質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

私のほうから質問ですが、6番とか8番の新規就農（家庭菜園）で、取得する農地面積が約600㎡とか約800㎡とか結構あるんやけど、しかも新規就農で大丈夫ですかね。実際、放置される心配もあるんですけど。

●事務局次長（山田健司君）

譲受人のほうから、営農計画が提出されて家庭菜園ということで、周りの協力を得ながらやってくかと思しますので、大丈夫かと考えております。

●会長（松永哲夫君）

耕作状況等を見ていきたいと思えます。他に何か御質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、採決いたします。議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から11番の各案件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

では、議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請11件は、原案の通り許可することを決定いたしました。次に、議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。失礼します。4ページをお開きください。議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。案件は3件です。

1番 津森町・・・合計面積145.05㎡（内併せ利用地33.05㎡）【議案読み上げ】

この申請地は、昭和51年頃に借家平屋建て1棟を建築し、宅地として利用していましたが、当時、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の

指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番 城東町二丁目・・・合計面積 477.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、平成7年に貸駐車場として造成し、利用していましたが、当時、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図るもので、現在は、近隣のこども園用の貸駐車場として利用されています。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番 飯山町東坂元・・・合計面積 532.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、50年ほど前に保育所の保護者等の貸駐車場として造成し、利用していましたが、当時、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって無断転用の解消を図るもので、現在は、子育て支援センター利用者の貸駐車場として利用されています。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上3件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから問題は無いものと考えます。以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、それでは採決いたします。議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から3番の各案件を許可相当とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 57 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 3 件は、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に、議案第 58 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

5 ページをお開きください。議案第 58 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 11 件です。

1 番 今津町・・・合計面積 142.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 2 階建 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

2 番 津森町・・・合計面積 1,070.57 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲 4 区画の整備を図るものです。申請地は、第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。6 ページをお開きください。

3 番 津森町・・・合計面積 453.05 m²（内併せ利用地 42.05 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 46 年頃に住宅等を建築整備し利用してきましたが、今回、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図るとともに、使用貸借権の権利設定を行い、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

4 番 津森町・・・合計面積 1,929.00 m²（内併せ利用地 13.00 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲 7 区画の整備を図るものです。申請地は、第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

5 番 金倉町・・・合計面積 2,137.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場、車両置場の整備を図るものです。申請地は、農用地 区域内農地ですが、令和 7 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農

地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。7ページをお開きください。

6番 新田町・・・合計面積 5,590.52 m² (内併せ利用地 3,822.52 m²) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の拡張整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

7番 川西町北・・・合計面積 1,374.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、デイサービス平屋建て1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地 区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番 土器町西三丁目・・・合計面積 612.75 m² (内併せ利用地 548.75 m²) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅2階建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番 綾歌町岡田西・・・合計面積 1,041.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、県道整備工事に必要な資材置場としての利用を図るものです。なお、地権者からは、工事完了後の農地復元に係る誓約書が提出されています。申請地は農用地 区域外農地で、第1種農地に区分されますが、転用時期が令和8年3月31日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。8ページをお開きください。

10番 綾歌町富熊・・・合計面積 511.70 m² (内併せ利用地 66.70 m²) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場と資材置場の整備を図るものです。申請地は、農用地 区域内農地ですが、区域内農地は令和7年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番 飯山町東坂元・・・合計面積 965.11 m² (内併せ利用地 48.11 m²) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、フィットネスジム平屋建て 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、第 1 種住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

以上 11 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障や被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから問題ないものと考えております。以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、採決いたします。議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 11 番までの各案件を許可相当とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

議案第 58 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 11 件は原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。次に、議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、9 ページをお開きください。議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてでございます。本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、農業委員会に意見聴取を求めるものです。今回の案件は、筆数が 178 筆、面積 175,555.13 m²で、詳細は 9 ページから 15 ページの表のとおりですが、ナンバー161 から 166 までの案件について、所有者がお亡くな

りになられた関係で、一旦、取り下げとなります。これにより、筆数が172筆、面積が172,301.13㎡となります。申し訳ございませんが、口頭での訂正とさせていただきます。以上、この案件については、同法第18条第5項の各要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。御審議よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問等はございませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第59号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、原案どおり処理していくことといたします。続きまして、議案第60号 非農地証明願についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは16ページをお開きください。議案第60号 非農地証明願についてでございます。案件は2件です。

1番 田村町・・・合計面積651.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、農地法施行日以前から、宅地として使用されてきており、今後も同様の使用が見込まれます。

2番 綾歌町岡田上・・・合計面積697.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上2件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問等はございませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 60 号 非農地証明願について整理番号 1 番及び 2 番の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。次に、議案第 61 号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。17 ページをお開きください。議案第 61 号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は 3 件です。

1 番 柞原町・・・合計面積 8,380.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 4 年 11 月 5 日、分譲住宅の建築整備を図る計画で、農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により 2 年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

2 番 郡家町・・・合計面積 1,221.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 14 年 9 月 27 日、分譲住宅の建築整備を図る計画で、農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、さらに 2 年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

3 番 土器町西三丁目・・・合計面積 520.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 9 月 19 日、共同住宅の建築整備を図る計画で、農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により 2 年、計画変更及び工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんか。

●会長（松永哲夫君）

御異議もないようでありますので、議案第 61 号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1 番から 3 番の各案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。それでは報告事項に入ります。報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 第の規定による届出について、報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認については、一括して事務局より報告いたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、19 ページをお開きください。報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてでございます。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は 2 件です。

1 番 綾歌町岡田上・・・合計面積 1,294.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 6 月 5 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

2 番 綾歌町栗熊東・・・合計面積 7,426.30 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 5 月 1 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。20 ページをお開きください。

報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認についてでございます。報告は 3 件です。

1 番 中津町・・・合計面積 1,004.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、労働力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2 番 綾歌町富熊・・・合計面積 1,974.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定がされていたものですが、農地の一部を転用するため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。21 ページをお開きください。

3番 飯山町東小川・・・合計面積 448.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、労働力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

無いようですので、報告事項は終わります。以上で 11 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 25 分終了）